

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女の基本的人権が尊重され、急速な社会状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

(4) 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 家庭生活と職業等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること。

(6) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。

(7) 国際的な取り組みへの理解及び協調

男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようにすること。

2 計画の目標

計画の基本理念に基づき、「男と女が、自立し、対等な人間として尊重し合い、ともに参画するまち」の実現のため、次の基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

- 男女が互いを尊重し認め合うまち
- 男女ともに自立し支え合うまち
- 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち
- 男女ともにいきいきと参画できるまち

3 計画の役割

計画は、次のような役割を持ちます。

- ① 花巻市の男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を計画的に実施するための指針です。
- ② 男女平等に関し、日常生活で生じている広範な課題を明らかにするとともに、これらの課題を解決するために市民の自発的行動を促すための指針です。
- ③ 各種団体や民間企業に対し、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取り組みを促すための指針です。
- ④ 地方の視点から、地域の男女共同参画の実現に向けた各種制度の改善や創設を国・県等に働きかけるための指針です。

4 計画の期間

この計画の期間は、2007年度（平成19年度）から2015年度（平成27年度）までの9年間とします。また、状況の変化に対応するため、必要に応じて、計画の見直しを行います。